

# 令和6年度秋田市包括外部監査報告書の概要

令和7年2月

秋田市包括外部監査人 津村 隆

## 第1 監査の概要

### 1 選定した特定の事件

#### (1) 監査テーマ

秋田市の人口減少対策にかかる計画、事業の実施および評価に関する事務について

#### (2) 監査の対象期間

原則として令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）とし、必要と認めた場合は、令和4年度以前又は令和6年度中の事務についても監査対象とした。

#### (3) 監査の対象部局

主として、「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「市総合戦略」という。）の策定および進捗管理の取りまとめを所管する、企画財政部人口減少・移住定住対策課を対象とした。

また、必要に応じ、上記の策定・進捗管理に関与するとともに、上記に関連する事業の実施主体であるその他の部課に対しても監査手続を実施した。

(単位：千円)

部課	事業名	令和6年度 当初予算
企画財政部		
人口減少・移住定住対策課	秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	228,386
	移住促進事業	136,632
	秋田市シティプロモーション推進事業	15,434
	地域おこし協力隊活用事業	15,036
企画調整課	文化創造プロジェクト推進経費	15,065
観光文化スポーツ部		
観光振興課	秋田港大型クルーズ船誘致等事業	75,889

	観光プロモーション事業	49,487
文化振興課	あきた芸術劇場管理運営費	132,487
	文化創造館管理運営経費	115,811
	芸術文化のまちづくり推進事業	13,440
大森山動物園	動物園にぎわい創出事業	4,763
市民生活部		
中央市民サービスセンター	地域支援事業	21,639
	市民協働・市民活動支援事業	10,678
子ども未来部		
子ども育成課	放課後児童健全育成事業	549,359
	すこやか子育て支援事業	377,090
	第1子保育料無償化事業	276,090
	放課後子ども教室推進事業	52,699
産業振興部		
商工貿易振興課	中心市街地等空き店舗対策事業	69,228
	創業支援事業	19,081
	業態転換等支援事業	10,082
企業立地雇用課	アンダー40正社員化促進事業	86,185
	なでしこ秋田・働く女性応援事業	13,103
都市整備部		
交通政策課	マイタウン・バス運行事業	259,728
	公共交通研究事業	50,492
	地方バス路線維持対策経費	43,777
住宅整備課	空き家定住推進事業	30,253
駅東工事事務所	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1,369,012

計 27 事業

## 2 特定の事件として選定した理由

我が国における人口は、2008年にピークである約1億2千8百8万人に達した後、少子化を主な要因として減少傾向に転じており、2050年前後には1億人を切ると予測されている。

秋田市（以下「市」という。）においてもその傾向は変わらず、「秋田市人口ビジョン」（平成28年）によれば、市の人口は2040年には約23万5千人にまで減少する（令和6年10月現在で約29万6千人であるから、その減少率は約20%となる）と見込まれており、これに伴う経済規模の縮小と税収の減少によって、将来的には

「公共施設・道路・下水道の維持管理水準の低下」「地域経済の衰退」「就学前・就学児童の教育・子育て基盤縮小」「介護費用負担の増加」「空き家増による防災レベルの悪化」「地域コミュニティの崩壊」など、各種のリスクが懸念されているところである。

そこで、市では、「秋田市人口ビジョン」に基づき、長期的に市の人口減少傾向を緩和させることで目指すべき将来人口目標を「2040年で約26万人」と設定し、結婚子育てのしやすさや安定したしごとの場といった若い世代の希望を重視するとともに、市への人の流れを呼び込み、高齢者を含めた人々が安心安全に生活できるまちづくりを目指すこととして、上記の人口減少対策を重点施策に据えたまちづくりの5か年計画である「第14次秋田市総合計画」（県都あきた創生プラン）を令和2年度に策定、実行している。

また、これに加えて、「～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～」をスローガンに、上記のまちづくりの方向性を踏まえ、具体的施策に落とし込んだ5か年の長期目標として、令和3年度にいわゆる地方版総合戦略である「市総合戦略」を策定、実行している。

このように、市の人口減少対策においては、人口が減りゆく局面であることを前提としつつ、持続的な質的发展により地域住民の幸福を目指すという戦略に基づき、種々の施策を計画し実施していることが見てとれる。これらの実施事業は「地方創生関連事業」と冠して市の総合戦略に紐づけられ、その事業数は約100、総予算規模は約160億円（令和6年度当初予算）にも及ぶ巨大なものである。

したがって、市の総合戦略と人口減少対策に関連する事業は、その策定および実行が目的に合った、効率的で有用なものであるべきであり、納税者である市民としては、これらの財政的な合理性・民意の反映・事業の適切な優先付け・実効性の担保・事業実績の評価などの状況が、いわゆるPDCAサイクルに基づき適切に実行されることを強く求めるものと推察される。

以上より、上記の人口減少対策に関する計画の策定および進捗管理、ならびに関連する事業の財務に関する事務にかかる執行および評価について、法令等に対する合規性や3E（経済性・効率性・有効性）等の観点から幅広く監査することは、市ならびに市民にとって有意義であると判断した。

## 第2 指摘および意見

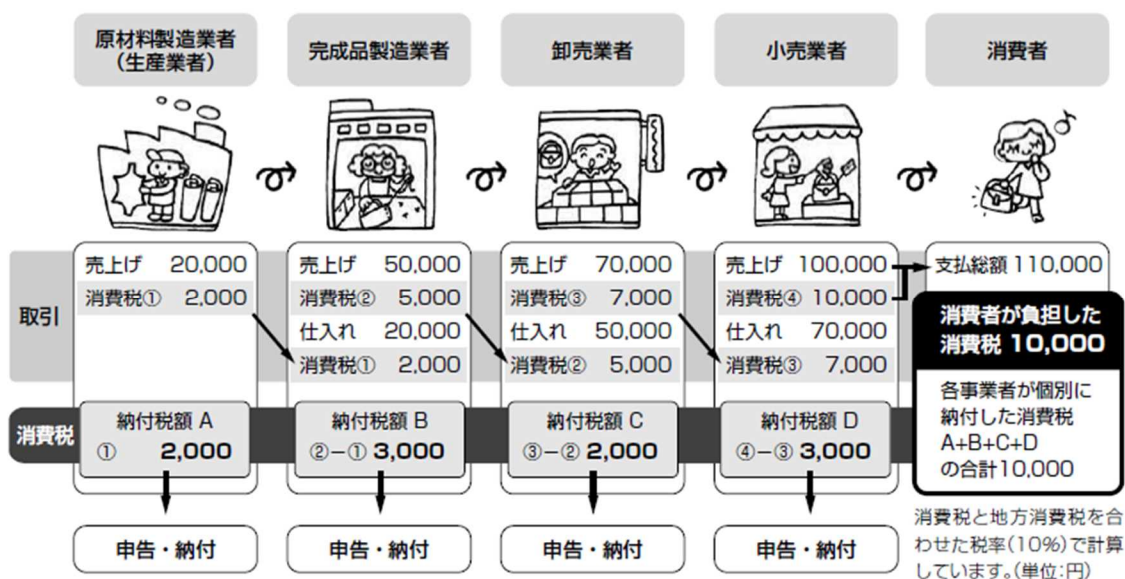
各タイトルの末尾に、全般的事項に関連するものか個別事業に関連するものかの区分（後者の場合は関連する個別事業名）、ならびに令和6年度秋田市包括外部監査報告書の該当ページ番号を記載している。

### 1 指摘

#### 【指摘1】

補助金の消費税等相当額にかかる仕入税額控除対象分の把握・返還手続について（全般的事項 報告書 93 ページ）

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税されるもので、最終的に商品を購入する消費者が負担し、納税義務者である事業者が納める。また、消費税は、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られている（仕入税額控除制度）。



(出典:「消費税のあらまし」国税庁)

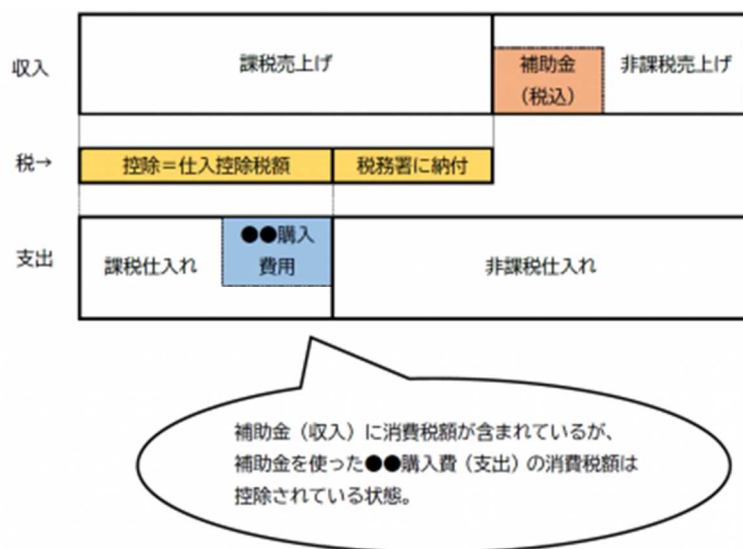
消費税の仕入税額控除は、そもそも制度の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税（預かり消費税）から期間中に支払った消費税（支払消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度である。

税制上、補助金は特定収入であるため、「税込み」の額で補助金の交付を受けた場合でも、当該補助金は非課税売上に分類され預かり消費税の対象とはならない。他方、補助対象事業者が補助事業において支払った経費に係る消費税は仕入税額控除の対象となる。

ここで補助事業に係る経費の消費税を仕入控除に含めた場合、自らが支払っていない

消費税の仕入控除を受けたこととなるため、控除の結果納付が少なくなることで生じた税額分が実質二重で補助される結果となる。

したがって、補助対象事業者に対しては確定申告の期日後速やかに報告を求め、補助事業に係る経費の仕入控除を受けたことが明らかとなった場合は、控除税額分を返還させる必要がある。



（出典：福岡県ホームページ）

監査対象となった事業については、かかるルールを補助金の要綱に定めている事業もあるが、特段の定めを行っていない事業が多数を占めていることから（※）、報告の徴求ならびに返還請求手続について、要綱へ明記するか、下記の事務マニュアルのような文書を整備すべきである。

【事務マニュアルの例】

愛知県 <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/392473.pdf>

長野県 <https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/sangyo/nogyo/kiban/documents/syouthizeimanyuaru.pdf>

（※）監査対象となった個別事業に関して、補助対象経費が課税仕入となる可能性がある補助金のうち、要綱に上記の定めがなかったものは以下のとおりである。

課所名	事業名	補助金名
文化振興課	芸術文化のまちづくり推進事業	秋田市文化関係団体補助金
企業立地雇用課	なでしこ秋田・働く女性応援事業	なでしこ環境整備補助金

商工貿易振興課	創業支援事業	創業支援事業補助金
	中心市街地等空き店舗 対策事業	中心市街地商業集積促進事業費補助金 商店街空き店舗対策事業費補助金
	業態転換等支援事業	業態転換等支援事業費補助金
住宅整備課	空き家定住推進事業	空き家定住推進事業補助金

## 2 意見

### 【意見1】

階層別のK P I（成果指標）のロジカルな紐づけについて（全般的事項 報告書 84 ページ）

「市総合戦略」の基本目標ならびにその各施策におけるK P Iの設定や進捗状況については報告書にて別途所見を付しているが（報告書 55 ページ（基本目標①）、同 61 ページ（基本目標②）、同 66 ページ（基本目標③）、同 70 ページ（基本目標④）、同 74 ページ（基本目標⑤）、基本目標単位のK P Iと、基本目標の下に紐づいている施策単位のK P Iの間に、適切な関連性を有しているかどうか不明確と思われるケースが散見される。また、各施策のK P Iとその関連事業との間についても同様である。

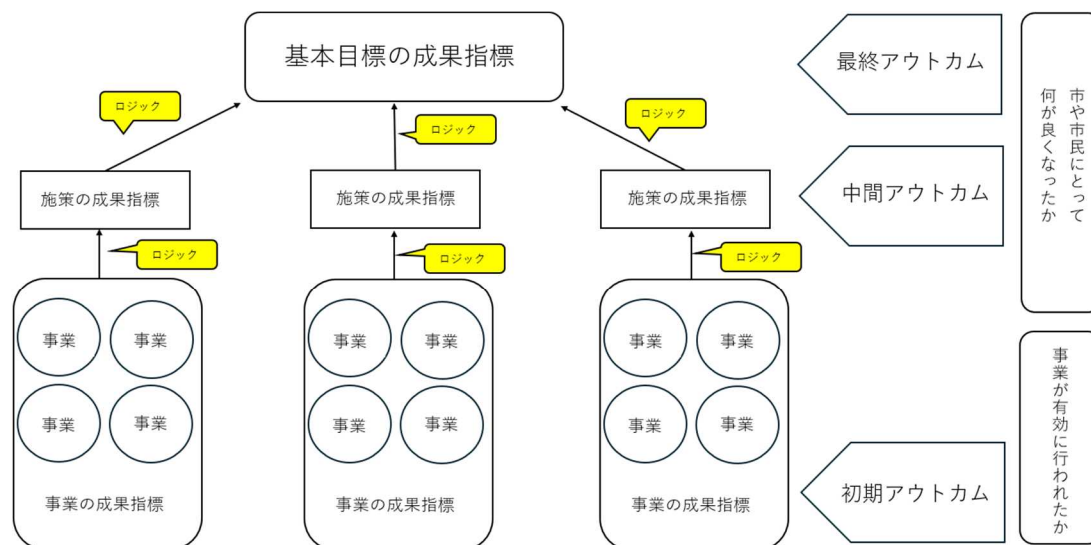
人口減少対策における戦略上の考え方として、自然増減や社会増減をバランスさせて人口維持を図ろうとする自治体や、国立社会保障・人口問題研究所が示した予想減少率を少しでも底上げしゆるやかにすることを企図する自治体（市はこの考え方に基づいている）などさまざまであり、たとえK P Iが目標値に届いていなくても、その施策を実施すること自体はそれぞれ意義を有しているのであるが、一般的に、施策を実施することでそれが人口や雇用に対してどのような変化をもたらすかという、実施結果とその成果の間の「つながり」が十分解明されていることがないケースが自治体では多いように思われる。

しかし、そもそも、これまで実施してきた施策が、なぜ着地点としての雇用増加や人口維持に十分つながっていると言えないのか、この合理的な説明ができないと、K P Iも目標値も、進捗管理や評価の点で本質的な意味をなさないのではないか。

前年度の包括外部監査報告書でも触れたので、詳細な説明は省略するが、いわゆる「ロジックモデル」の考え方を活用し、事業の実施結果（アウトプット）と、それが市や市民に与える影響を成果（アウトカム）としたときの、両者の関係が合理的に説明でき、かつ客観的に測定できる、または誰しもが体感できるものであることが、事業の有効性を判断するにあたって基礎となると考えられる。

ロジックモデルとは、政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的までの「経路」（ロジック）を端的に図示化したものであり、政策（事業の実施）がどのような活動と結びつき、その活動によってどのような成果が生じて、それが社会をどう変化させ、目指す

べき社会に近づいていくか、この一連の関係性すなわち政策の「目的と手段」が「適切に  
 関連しているかどうか」が、成果指標たるK P Iの合目的性・信頼性の確保につながる。



上記は「市総合戦略」の基本目標・各施策・各関連事業の関係を図示した簡単なモデルである。政策の成果（アウトカム）は、事業単位、施策単位、基本目標単位の3つのレベルで構成されており、本来、それぞれの成果指標は、別の意味を持つものである。より下層（初期アウトカム：事業（アウトプット）寄り）になれば、その成果指標は事業そのものの有効性を評価する物差しとして機能し、より上層（中間・最終アウトカム：あるべき理想・指針寄り）になれば、特定の事業に直接関連する事柄だけでなく、適切な相関によって間接的により大きな範囲で効果が及ぶため、市や市民にとってどのようなメリットがあったかどうかを評価する物差しとなる。

したがって、原則的には、事業単位の成果指標（初期アウトカム）は施策の成果指標（中間アウトカム）にはなりえず、また、各成果指標間には相互に合理的な関連性を有することが要求される。ただし、例外として中間アウトカムの指標設定が困難な場合に代替的に事業単位の成果指標を利用することはやむを得ないとされているが、可能な限りアウトカム指標で測定できるよう考慮すべきである。

今後の総合戦略改訂にあたって、これらの建付けにおいて政策の「目的と手段」が「適切に  
 関連しているかどうか」、再度検討することが望ましいと考える。

**【意見2】**

総合計画との一体化について（全般的事項 報告書 85 ページ）

「市総合戦略」を策定するにあたっては、秋田市総合計画（基本構想）の要素を取り込んで行われているが、総合戦略と総合計画は別個の計画として両立し、それぞれに進捗管理している状況にある。一方で、監査においては秋田市総合計画における「創生戦略」との違いが一見分かりにくいと思われることや、総合計画と総合戦略の実施期間が一致していない点も見取れるのが実情である。

「地方版総合戦略策定のための手引き」（内閣府地方創生推進室）では、「基本的には単独の地方版総合戦略として策定することが適切です。」としているものの、「総合計画やDXの推進に関する計画（〇〇市DX推進計画など）等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等が、デジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。」とも定めている（6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係）。

市の総合計画は、総合戦略と同年数の5年間の基本構想と、その期間の年度ごとの推進計画で構成されており、例えば前者に地方創生関連政策の目的と基本方針が規定され、後者でKPIの設定やその進捗管理を実施することは可能であると考えられる。

他の自治体においても、総合計画と総合戦略の一体化を検討・推進している事例はあり、そのメリットとして、例えば次のような事項が挙げられている。

- 総合戦略の取り組みは、多分野にまたがる取り組みが多く、また総合計画に位置付けられる長期スパンでのまちづくりと共通する考え方を有していることから、総合計画の中に位置付けることで、より一貫的な取り組みとすることが可能になります。また、**施策や事業の管理がしやすくなり、進捗管理についても明確かつ正確に行うことが可能となります。**

（福島県本宮市）

- 総合計画は、町行政すべての分野を網羅するものになるが、本町の課題である「人口減少問題」と「地域の活性化」へ重点を置くことになる。総合計画の方向性は、総合戦略の目的と合致する。総合計画は、町が取り組むべき重要な施策なので、総合戦略をつくる場合は総合計画との整合性が必要になる。総合戦略が総合計画からの抜粋版のような計画になるのなら、二つを別々の計画とする意味はない。
- 一体化すると「説明責任・進行管理・経費削減」といった町政運営にとって重要な事項にメリットがある。
  - **施策や事業の管理がしやすくなり、進行管理（PDCAサイクルによる事業評価）もより明確に行えるようになる。**



- 2つの計画の関係性が明確となり、掲げる施策・取組はもちろん、人口減少という町が直面する大きな課題に対する方向性や取組についても分かりやすく、説明しやすくなる。
- 重なる部分の多い二つの計画を一つにすることで、職員・町民みんなに分かりやすくすることができる。
- 策定や検証にかかる事務の効率化および経費の削減を図ることができる。

(大阪府豊能町)

人口減少対策やまちの活性化といった政策テーマは、今後長期的に市の最も大きな課題のひとつとなることに異論はないであろう。現在、国では総合戦略の策定と地方自治体に対してそれに対応する地方版総合戦略の策定を要請しているが、総合計画と同様に、将来的に策定の（実質的な）義務化を取り止めることも十分想定され、その場合は国の要請という縛りがなくとも、市の重要課題として長期計画の策定とその効果検証を継続していくべきことに変わりはない。

そうであれば、上述のとおり、市としては主体的にまちづくりの長期計画の策定と検証をシンプルに一本化して実施していく体制を整えることがより効率的という考え方もあるかと思われる。また、マンネリ化を防止し、新しい考え方を取り入れながら仕組みを改善していくことも、人口減少対策の実施・評価の実効性を高めていく上で有効ではなからうか。

上記の推進は現状の体制を大きく変更する影響があり、短・中期のスパンでは実務上の対応はなかなか困難であるかもしれないが、長期的観点に基づき、その要否や実現可能性について検討されることが望ましいと考える。

### 【意見3】

データの活用と戦略策定について（全般的事項 報告書 87 ページ）

人口減少対策において、長期的な減少トレンドをなるべくゆるやかにする戦略を採る場合、自治体が直接的に働きかけできるのは、当該自治体の人口転入の増加（または人口転出の抑制）が最も効果のあるところであろう。近年、人口転入出がプラスになっている都市の特徴を見ると、産業のなかでもアイデアとか創造性、開発力の高い分野における人材（人的資本）の存在と、そういった人たちの分野の仕事、業種がどれだけあるかが、特に若い世代にとって魅力を有し、人を引き込む原動力となっている。

また、これら人的資本の流入の基礎となるのは、アイデアや創造性によってもたらされる生産性の向上であり、生産性が高まることによる所得の向上である。経済学的に言えば、都市内での「製造部門と非製造部門の投入産出面での連関効果を高める」ことは、自治体経済域内での資金循環の意味からも重要なことである。

さらに、そのまちに住みたいという人が沢山いれば、そのまちの価値は高いと言える。最も分かりやすい指標としては土地の評価（地価）が考えられる。その土地に住みたい、その土地を利用したいという人が沢山いれば、その土地の評価・価格は上がるはずである。もちろん、経済学的には自由競争に伴う外部不経済に対する公共政策としての規制等も必要ではあるが、まずは地価を適切に高めることを重視する都市政策のあり方が重要になる。

監査の過程で市とディスカッションやヒアリングをしてきたが、以上の視点については市としても、人口減少対策における要点として異論はないところであろう。

一方で、人口減少対策において、上記の要点を考えるときに、データ分析に基づく客観的な評価もまた不可欠である。ICTの発達で、少し前までは不可能であった様々なビッグデータの利用が可能になってきつつある。例えば、スマートフォンの位置情報を用いて観光客の導線をフォローするなど、データを観光戦略に活用する施策は、市を含め、今や様々な自治体に取り組み始めている。当然、今後はますます、ビッグデータの活用でまちづくりや地域振興のあり方も変わってくるのが予想される。

しかし、データだけあっても、分析のための理論と道具がなければ、具体的なアクションにまで到達するのは難しい。そこでデータをどうやって政策に活用していくかが課題となるが、重要なことは、「あれをこうすれば、ここがこうなる（はず）」、「あれがこうだから、ここはこうなっている（はず）」といった因果関係の明確化と、関係性の確認や検証である。例えば、「地方創生」の実践においては、市町村での開放経済型の「地域産業連関表」を作成し分析することで、地域経済のつながり（連関）を読み解き、まちの施策に対する様々な経済波及効果を測定することなどが考えられる。

このような「何をすれば、何がどうなる」という理論の視点からまちの状況を読み解くことで、課題解決のために出されたアイデア（事業）を実施したときに、その成果としてまちがどう変わるか、という政策の「事前評価」を行うことができる。本来KPIとは、

こういった分析を通じて出てくる指標であるべきであろう。客観性のある「エビデンス」に基づいて検証した結果からは、全体としての方向性が客観的な数字で示される。それをベースにした施策や個別の事業であれば、その実施結果からの評価・見直し・再実施というPDCAサイクル的フィードバックをすることが可能となり、まちをよりよくする次なる施策へとつながるはずである。

前年度の包括外部監査報告書でも記載したが、EBPM (Evidence Based Policy Making) という言葉が、中央官庁のみならず地方自治体において認知が広がりつつある。それなりにEBPMを遂行するには客観性の高いデータの収集やデータ解析の知識が必要になるため、現状の市町村において高度な分析手法を要求することは現実的ではないものの、肝心なことは、まず、きちんとデータを取り、簡単なモデルで因果関係の検証をすることにあると考える。また、データの活用や分析を担える職員の育成も長期的には課題となろう。今後ますますビッグデータやデジタル技術の応用が可能になっていく中で、市としても、これらデジタルデータを政策や事業の事前評価・事後評価に役立てるよう、研究実証を推進してもらいたい。

**【意見 4】**

KPI の設定（活動指標と成果指標の区別）について（全般的事項 報告書 89 ページ）

「市総合戦略」において設定されているKPI（報告書 52 ページ以降）を見ると、一部、成果指標（アウトカム）ではなく、予算事業の活動指標（アウトプット）にあたると思われるものが散見される。

個別事業での担当部署へのヒアリングにおいても、一部、成果指標と活動指標の混同がみられたケースがあった。

**【活動指標、成果指標とは】**

活動指標と成果指標は、行政の「事務事業評価」における用語である。

指標	内容
活動指標	どのような行政サービスをどれだけ提供したかを示すもの。いわゆる「アウトプット」の指標。
成果指標	事業の目的がどの程度達成されたかを測定する指標として位置づけられる。いわゆる「アウトカム」の指標。

行政の計画においては、通常、複数の事業によってその政策目的が構成されることから、各事業単位の成果（アウトカム）の上位に、それらの結果、より大きな範囲での成果を目指

すことが目的とされるため、アウトカムは多重構造となる。事業単位のアウトカムを「初期アウトカム」、最終的な行政の目指す姿（理念・指針）のアウトカムを「最終アウトカム」、その中間地点のアウトカムを「中間アウトカム」という。

「地方版総合戦略策定のための手引き」（内閣府地方創生推進室）では、「K P Iは、目標の達成度合いを検証し、住民等への対外的な説明を可能とするためにも、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定することが望まれます。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。」とあり、必ずしも成果指標でなければならないとまでは言えない。また、国や県と共同歩調をとって実施している事業など、市単独でコントロールできない事業については市単独での成果による評価に特段の意味はなく、どれだけ事業を行ったか（アウトプット）の評価でよいのかもしれない。

しかし、市税などを原資とする事業なのであるから、それらを投入した結果、（市や市民として）何がどのように良くなったのか、合理的な関連性が不明瞭な状態は望ましくないことは自明である。本来何らかの成果がある前提で実施している政策に対し、現状として適切な成果指標が選定できないのであれば、その原因と阻害要因を分析し、政策の実施により得られる成果を明確にしていくことが必要である。

個別事業の担当部署へのヒアリングでは、成果指標の設定が困難である理由として、成果のデータ測定・収集が現状困難であるというケースが散見された。県や市で統計がとられていない、全般的なデータはあるが市のエリアなど特定の範囲のデータがない、あらためてデータを測定するのはコストがかかり割に合わない、などである。

この場合、一般的には、①関連する事業のうち、特に寄与度の高い事業の成果指標（アウトカム指標）を代替的に用いる、②指標の意味を別の角度で捉え、データ収集可能な別の指標に置き換える、③事業実施過程でのデータの収集を検討する、という方法が考えられる。

## 【具体例】

### ①のケース

【施策】 市民の健康づくり活動への支援

【目的】 急増する生活習慣病に対応するため、健康検診や生活改善講座を充実させる

【K P I】 「市民」が生活習慣病にかかる割合（％）

【問題】 上記K P Iのデータが収集できない

【対応例】 K P Iの構成要素を事業単位でブレイクダウンし、事業単位の成果指標となりうるものについて関連性をみて代替する

→健康診断事業  
「健康診断受診者」のうち、再検査・治療を受けた人の割合（％）

→生活改善講座事業  
「生活改善講座受講者」のうち、受講後に健康診断（生活習慣病検査）を受けた人の数

なお、「健康診断受診者」「生活改善講座受講者」数そのものは、事業にとっては活動指標（アウトプット）であり、施策目的の成果には至っていない

②のケース

抽象的な表現についてはより具体的・象徴的な活動に置き換える、あるいは一般的に活動と成果の関連性について合意をとりやすい、または実証的に確認しやすいロジックを活用して置き換える、などの方法でデータ収集可能な指標を採用する。

あるべきKPI例	置き換え	代替KPI例
仕事と子育ての両立度	事業の支援制度として「育児休業制度」を想定	「育児休業制度」普及率
美術館来館者満足度	一般的に、サービス・施設に満足した人はリピーターとなる	施設リピート率
職業訓練適合度	一般的に、今の職業に適合している人は定着しやすい	就職後定着率
歩行者空間の快適度	一般的に、歩きやすくなればより多くの人が通行する	歩行者通行量
男女雇用機会均等化達成度	従来女性がやるものという常識が強かった職業に男性が就く	男性保育士数、男性看護師数（又は率）
家庭の子育ての社会的支援度	事業の支援サービスとして「ベビーシッター」を想定	ベビーシッター登録サービス事業者数

③のケース

事業の実施の過程で、アンケートや意見聴取等により満足度・達成度等を把握することで、目標値の設定できる指標を採用する。

KPI例	データ収集方法の例
研修の達成度	研修会終了時に簡単なアンケートを実施

広報の有効度	広報誌の内容に対して、市HP・SNS・メール等で意見を聴取
イベントの有効度	イベント参加者に簡単なアンケートを実施

(以上、京都市「施策評価の指標に関する手引き」を参考に作成)

**【意見5】**

若者世代をフィーチャーした事業について（全般的事項 報告書 91 ページ）

市の地方創生関連事業を、本監査における人口減少対策の要点にあわせて分類すると（報告書 79 ページ以降）、若者世代の活用を前面に打ち出した事業が少ないように見受けられる。

事業として打ち出しているものはなく、他の事業のなかには若者世代に向けた施策はあるが、周知が十分でない、実施件数が少ないなどの課題が見られる。

市の部課へのヒアリングを通じて、市の将来的な人口を支えていくのは今の若者世代であるとの認識や、まちの活性化も若者の力によるところが大きく、また市民の種々の経済・文化面での活動を支えてきた層は高齢化によって人手不足などの状況に陥っており、これらを打破するための世代交代が必要であるとの課題認識は、市としてもおおむね一致していると解される。

市では市内連絡協議会において、人口減少対策の観点から、全庁横断的に実施事業のあり方についての検討が行われているところであるが、若者を「経済的に支援」という発想だけでなく、事業への参画・意見アイディアの反映・チャレンジの後押しといった、若者世代の力を取り入れ「活用する」方向での検討を積極的に実施することが望まれる。

**【意見6】**

いわゆる「部局間連携」「事業間連携」について（全般的事項 報告書 92 ページ）

市内連絡協議会では、市の各部課・教育委員会などが合同で、人口減少対策に関する目的・目線を共有しつつ意見交換などの活動を行っており、情報共有や意見出しをする場としての体制が整備運用されていると思われる。

内閣府の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」においても、「市内における推進体制」として、「地方版総合戦略の策定、改訂及び実施に当たっては、地方創生

担当部局とデジタル担当部局をはじめ、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要です。」と示している。実際、人口減少対策を含む地方創生関連施策に関しては、自治体における特定の分野の部局だけでは十分な効果を得ることが難しく、横断的な仕組みに基づき、庁内が有機的に連携を高めることが必要である。

一方で、個別事業のヒアリングをしていく中で、庁内連絡協議会において具体的にどのような検討が行われているのか、当該事業の実務担当者レベルでは十分把握されていないようにも見受けられた。また、各担当者においても、自らの事業内容と関係がある他の事業（例えば文化施設やクルーズ船と中心市街地、学校教育と放課後の子ども育成など）において、関連部課の担当者間でもっと情報交換できる機会があればよいとの声が散見された。

基本的には、庁内連絡協議会に参加している部課からは代表者が出席し、調整官も含め現場の担当者とはコミュニケーションを行う体制になっていると思われるが、やはり直接協議の場に出席していない職員では、有機的な参画に限界があるのかもしれない。よって、庁内連絡協議会の参加メンバー以外にも、地方創生関連事業の現場に携わる実務担当者間の連携ができる場や機会が広がるとなお望ましいと思われる。

#### 【意見7】

事業単位のモニタリング（活動指標、成果指標）について（全般的事項 報告書 95 ページ）

個別事業に関するヒアリングを通じて、現状、事業単位での活動指標、成果指標の設定は行われておらず、当該事業を実施した結果が、市の政策にどのようなインパクトを与えているかの振り返り、評価があいまいとなっているように思われる。

また、活動指標（アウトプット）と成果指標（アウトカム）の区別が明確になっていないケースも散見され、総合計画の策定にあたってはKPIの適切な設定の観点から、各事業単位レベルのアウトカム、それら事業の総括としての計画（戦略）上の施策レベルでのアウトカムのロジカルなつながりを意識する必要がある、予算要求にあたっては、事業の成果は定量的かつロジカルに説明できる方が望ましいと考えられる。

各事業の実施結果（アウトプット）がどのような成果（アウトカム）に帰結したか、その関係性をロジカルに説明できるかを意識しつつ、それらの指標（活動指標、成果指標）をモニタリングすることで客観的な評価につなげていくことが事業の有効性を高める上で必要なマネジメントになると考える。

もちろん、事業によっては定量的な測定が難しい場合もありうるが、それでも「成果がある」ことは事業を実施するにあたって当然に必要なことであるから、実施結果（アウトプット）と成果（アウトカム）の関係は意識されるべきである。また、測定が困難な理由が「基礎となるデータがない」「データ間の関係性を分析する方法がない」ということで

あれば、今すぐは難しいとしても、データの取得や分析方法など、デジタル技術を活用して高度化できないかを検討し続けるべきであるし、中長期的には、ICTの進化に従ってそれらの利用が容易になる環境が整備され、さらに市内でもデジタル技術の利用手法を十分理解し使いこなせる人材を育てることで、可能になりうるものと考えられる。

**【意見 8】**

ふるさと納税の収支について(秋田市ふるさと応援寄附金推進事業 報告書 102 ページ)

ふるさと納税の事業については、寄附の受入額の増減が注目されがちであるが、逆に市民も他自治体へふるさと納税制度で寄附を行っており、受入額だけではなく、他自治体への流出の変動も考慮した評価が必要となると考えられる。

ふるさと納税の収支の考え方は、①市への寄附受入額のうち、経費率を50%とみなしこれを控除した額を収入、②市民が他自治体へふるさと納税をしたことによる市民税控除額(税収減)を支出とすれば、①-②が単純収支となる。ただし、②については、国からの交付税の計算上、基準財政収入額の減少として認識されることから、その75%相当額は交付税措置によって補填される。一方で寄附金収入は基準財政収入額にカウントされない(つまり、ふるさと納税制度自体が地方自治体の税収減の要因として扱われている)。

したがって、①-②の単純収支がマイナス(流出超過)であることが直ちに市の財政上の税収減には繋がらないのであるが、そうであっても、交付税による補填分を除いた「実力ベース」の単純収支がどうなっているかは、事業を評価する上では重視すべき項目であると言える。

市の場合は、令和元年～5年までの5年間において、下記のような推移となっており、交付税によって補填された結果、市の財政への影響(実質収支)はマイナスにはなっていないものの、単純収支では流出超過が続いており、特にコロナ明けの令和4年度以降、収支が悪化している傾向が見て取れる。

(単位：千円)

年度	寄附受入額 ×50% (①)	市民税 控除額 (②)	単純収支 (③) =①-②	交付税 補填額 (④)	実質収支 =③+④
令和元年	97,345	209,169	△111,824	156,877	45,053
令和2年	217,963	237,449	△19,486	178,087	158,601
令和3年	293,259	335,138	△41,879	251,353	209,474
令和4年	169,981	439,039	△269,058	329,279	60,221
令和5年	173,237	537,173	△363,936	402,879	38,943



ふるさと納税制度は、一般論として、地方税の納税者にとっては納税先を自主的に選択できる制度であるという点で評価されると同時に、自治体間の競争を煽り、かえって負担を強いているとの批判も見受けられる。ある意味、ふるさと納税制度は、自治体間における「地方税の奪い合い」であるとも言え、市民が他自治体へふるさと納税する流れを制限することは困難である以上、寄附の受入増を企図せざるを得ず、最低限やらざるを得ない「守りの施策」の性格を有する事業であるとの見方もできる。そのような中で、市としてはこの流出超過についてどのように対応していくべきかを考えていく必要がある。

担当課とのヒアリングでは、本制度を通じて、市の製品のPRにつなげることを重視しているとのことであり、かかる取り組みが成功すれば、事業者の売上・利益の増加につながり、ひいては市の税収増にも寄与するであろう。事業の成果を測定するにあたっては、トータルで市の財政にプラスの影響を与えることができているかどうかで判断することも可能と思われるので、市の製品の販売額増加やブランド力のアップ、ひいては税収増につながられるようなプラスアルファの取り組みを、部局間連携・事業間連携なども駆使して、執り行っていくべきと考える。

**【意見 9】**

秋田市プチ移住体験事業について（移住促進事業 報告書 108 ページ）

本事業の実施状況を見ると、コロナ禍にあってほぼ実施ができなかった令和2～3年度以降の令和4年度が移住相談ツアー7件（うち移住3件）、令和5年度が10件（うち移住5件）となっており、担当課へのヒアリングによると、現状、ツアーのキャパシティが10件程度であるとのことであるから、件数的には回復基調にあると言えるが、移住につながった割合で言えば50%未満であり、令和元年度以前より低下している（平成29年～令和3年度ツアー参加世帯のうち市の移住へつながった割合は70%）。ツアー参加件数だけでなく、いかに市への移住につながられるかが主要な課題であると言える。

また、移住体験住宅の利用件数は、今のところ令和5年度の1件のみであり、ニーズの兼ね合いも含め、より効果的な事業の実施方法を検討する必要があると思われる。

**【意見 10】**

東京圏移住支援事業について（移住促進事業 報告書 108 ページ）

東京圏移住支援事業については、一般就職に関する要件として「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載された法人に就職・転職した移住者等に対して補助金を交付する

事業であるが、マッチングサイトを閲覧してみると、掲載企業数は少なくないものの、職種が必ずしも幅広いとは言えず、専門職などに限定されているケースが散見されるため、事業の利用対象が限定される傾向が見て取れることから、より幅広い業種の掲載を促すなどの対応が必要になると思われる。

また、本事業については他にも、テレワークに関する要件、市と所定の関わりがある者（ふるさと納税実績、市内大学卒業者など）に関する要件、起業に関する要件など、これからの多様な働き方も踏まえ要件を幅広く定めていることから、これらの要件についてもより周知し、若者世代の移住にあたって経済的な支援となる件数の増加につなげることが望まれる。

#### 【意見 11】

若者世代向けの事業について（シティプロモーション推進事業 報告書 112 ページ）

市の地方創生関連事業を包括的に見ると、一般的に「人口減少対策」として認識されやすい子育て世代の女性への支援や移住定住希望者への支援などに直結する事業は多いが、若者（高校生・大学生・比較的若い世代の社会人）のニーズや意見を取り入れたり、事業への参画を促したりといった取り組みを正面に打ち出している事業が、未だ極めて少ないように感じられる。

特に、本事業が目指している、「シビックプライド」の拠り所・証しにつながるようなもの、まちやコミュニティが特徴的に有している何らかの「モノ（建築物・生産品など）」「ことがら（歴史・文化など）」「場所（観光地・コミュニティスペースなど）」といった具体的な対象を「いいもの」として発見し、あるいは作り出すのは、若い世代であることが多いのが歴史の常である。

プロモーションを行うのと、そのようなシビックプライドの元となるコンテンツが発見・制作されるのとどちらが先なのかは難しいが、市に住む若者がポジティブな意識を持つには、彼ら彼女らが主役となって何らかの事業を行い、成功でも失敗でもそれを達成し、経験を得ることが最も近道であり、そういう試みを促し、何かができる場を提供することも支援の一つであると考え。それらがうまくいくことができれば、「何か面白そうなことをやっている」と市外の若者が集まってきて、より大きなムーヴへ発展することも期待できるのではないかと。

市としてもぜひ、「若者の活用、参画（世代交代）」を大きなテーマとして捉え、部局間連携・事業間連携を駆使して、全庁的に取り組んでもらいたいと考える。本事業はその端緒・旗振りとしての役割を担えるポテンシャルを有していると思われるので、具体的な事業化に向けた検討に取り組んでいただきたい。

**【意見 12】**

元隊員の移住者の活用について（地域おこし協力隊活用事業 報告書 115 ページ）

「地域おこし協力隊員」に対する一般的なイメージは何だろうか。制度をよく知らない人からすれば、「都会から農業をしにやってくる人」のようなステレオタイプなイメージになるのかもしれない。しかし、実際にどのような経歴の人が隊員になっているか見てみると、会社経営の経験・芸術的な素養など、さまざまなバックグラウンドがあることに驚かされる。

このような外部からやってくる「起業家」が外部へまちの魅力を発信したり、ひととの新たなつながりをもたらしたりすることが閉塞的な地方社会に活力を与えるきっかけになることはよく目にするのである。

隊員は、任期が過ぎた後にも、市に残って起業し、独自の活動を行っており、市としては、本事業のフレームワークにかかわらず、元隊員との関係を継続して、人口減少対策に関する事業へ協力していただくことが望まれる。

担当課へのヒアリングによると、元隊員とは今でも交流が続いているとのことであるので、他の部課の他の事業においても、人材活用につなげられないか連携を強化することが望ましい。

**【意見 13】**

プロジェクトの効果測定について（文化創造プロジェクト推進経費 報告書 119 ページ）

本事業は、あきた芸術劇場や文化創造館の活用という実務的な課題に端を発しているものの、そこから中心市街地を活性化させ、市を文化芸術のまちにするという、事業間連携が必要な野心的で大がかりな取り組み・企画である。そして、対象が大がかりであるがゆえに、当該プロジェクトを実施することで、市および市民にどのような成果（アウトカム）を生み出したのかを「ロジカルに」測定することは、容易ではないものの必要なことであると考ええる。

プロジェクトが数年がかりの長期的なものであり、年度単位での評価は難しいかもしれないが、例えば、「中心市街地の活性化」は何をもって測定されるべきなのか、「シビックプライドの醸成」「経済波及効果」をどのように測定するのか、という具体的な方法論を今後、検討していくことが必要であるとともに、成果指標の設定につなげ、プロジェクトの中間地点での評価を実施することが望まれる。

**【意見 14】**

交流人口、経済効果の測定把握について（秋田港大型クルーズ船誘致等事業 報告書 122 ページ）

本事業においては、クルーズ船の秋田港への寄港によって、乗客の観光や買い物・飲食などによる消費行動が、市の交流人口の増加・経済効果につながるとされているが、具体的に、事業成果を測定するにあたって必要なデータが十分収集できているとは言い難い。

例えば、担当課とのヒアリングによれば、県による乗客一人当たりの消費見込額を根拠とした経済効果を推計しているものの、当該推計は乗客全員が下船して同一の行動を行うことが所与の前提となっており、「何らかの経済効果は存在する」ことまでは識別できても、定量的には十分な正確性を担保できておらず、クルーズ船乗客のうち、何人が市へ観光や買い物に出ているのか、どのルートでどのような行動をしているのかのデータが把握できていないのが実情である。

本事業は、市だけでなく、県や他の自治体も含めた広域的な事業であり、市単独で評価することは難しい面もあると思われるが、市の観光や経済に対するインパクトは、税収として市の財政へも影響を及ぼすものであることから、事業成果の測定をより緻密に行うことは今後、取り組むべき課題の一つであると考ええる。

**【意見 15】**

アトラクションの効果把握について（観光プロモーション事業 報告書 125 ページ）

首都圏や海外などに出張して竿燈の演技（アトラクション）を行い、もって市の観光PRを行っているが、当該事業の実施報告を見ると、どの程度集客があったか、集まった人がアトラクションをどのように受け取ったか、現地のプロモーターなどはどのような反応をしたか（市への観光誘客や何らかの契約等につながるような話があったか、コネクションができたか）など、プロモーションの成果につながるような具体的な情報が記載されていないように見受けられる。

かかる広告宣伝的な活動は、もともと効果の測定が難しい分野であると言えるものの、本事業のプロモーションが具体的にどのような成果につながるのかが見えてこないのが現状において課題であると思われる。本事業の存在意義を明確にする意味でも、事業成果を具体的に測定する手段を検討し、評価を行っていくことが望まれる。

**【意見 16】**

地方創生関連事業への関連付けについて（芸術文化のまちづくり推進事業 報告書 134 ページ）

本事業については、その内容・趣旨からして地方創生関連事業に区分すべきものと想定されたため、個別事業の監査の対象に含めたが、現状、「市総合戦略」において地方創生関連事業に含まれていない。

この適否に関して、人口減少・移住定住対策課に質問したところ、以下の回答を得た。

- 担当部課に確認したところ、本事業の趣旨としては、地方創生関連事業に位置付けられるものと考えられる。
- 当初予算編成時の新規事業については、毎年度、地方創生関連事業に位置付けられるものかどうかを確認しているが、本事業は、過年度にてその認識をすべきところが漏れていたと思われる。継続事業については、事業内容に大きな変更がある場合を除き再確認は行わないため、結果として現在まで地方創生関連事業に区分されないままとなっていた。

よって、今後は本事業も地方創生関連事業として認識する方向で検討されたい。

**【意見 17】**

地域づくり交付金(学生まちづくり)の利用拡大について(地域支援事業 報告書 139 ページ)

令和5年度の地域づくり交付金事業の実施件数実績を見ると、「学生まちづくり」の件数が1件に終わっており、残念な結果となっている。担当課へのヒアリングによると、課としても学生向けの支援に力を入れているところであるが、申請件数自体が少なく、より制度の活用を周知したいとのことである。

市の地域活動においては、その担い手の減少・高齢化が課題となっており、若手への世代交代が急務である。また、学生時代から少ないながらも所定の金銭を預かり、事業を企画し計画を立て実行し、成功でも失敗でも結果を出して決算する、という経験を積むことは、社会に出てからもどのような場所でも役に立つものであり、地域を担う人間づくりの観点からも望まれる支援と言える。

市の人口減少対策においても、学生を中心とした若い世代の活用、参画は今後より重要視していかなければならない柱になると思われるため、申請前の企画・事業計画づくりや申請時のプレゼンの助言サポートなどを含め、学生の主体性に寄り添った支援を充実して、積極的に交付金の利用を拡大する方向で事業活動を推進していただきたいと考える。

**【意見 18】**

若者世代の取り込みについて(市民協働・市民活動支援事業 報告書 142 ページ)

担当課へのヒアリングによると、市民協働による事業に参加する団体や構成員の減少・高齢化が進み、世代交代が課題となっているという。

人口減少とそれに伴う自治体財政の縮減化に伴い、住民自治や行政への市民による積極的な参画が「新しい公共」の目指すべき姿としてその必要性が打ち出されているところであるが、市においてもかかる市民協働の取り組みは人口減少対策として非常に重要な柱になると思われる。

特に、市では上記のように若い世代の参画が強く望まれる環境にあることから、彼ら彼女らの興味を得られやすいコンテンツや、発言・発表・意思表示などの場の提供、参加しやすい方法(SNSやオンラインミーティングといった、デジタル技術の活用を含む)でのアプローチなど、特に若い世代を狙った取り込みを積極的に行っていくことが期待される。

**【意見 19】**

事業委託先の要件の確認について（放課後児童健全育成事業 報告書 145 ページ）

「秋田市放課後子ども総合プラン実施要綱」によると、第 23 条（事業の委託）において、「適切な事業運営が確保できると認められる」団体の要件を定めており、担当課へのヒアリング時にこの項目をどのように確認しているか質問したところ、事業計画書など書面での確認を実施しているとの回答を得た。

しかし、例えば第 15 号の「政治的又は宗教上の組織に属していないこと」については、上記の文書等では確認できないため、他の部課でも実践されているが、誓約書の徴求や委託契約書の文言で上記の組織に属していない旨を入れるなどの対応により、手続を漏れなく行えるよう体制整備することが望ましいと考える。

**【意見 20】**

学校（教育委員会）との連携強化について（放課後こども教室推進事業 報告書 152 ページ）

担当課へのヒアリングによると、放課後子ども教室の運営に当たり、地域と学校の協働活動の一環であることから、各小学校のコミュニティスクールと連携した活動を行うことが求められているが、現状、放課後における児童へのケアのあり方をどうするかの一貫したイメージがなく、地域と学校が分断しているような状況にあるという。

例えば、児童のケアに関する情報は学校側が持っているが、地域住民側がこれを知ろうとするのは守秘義務の関係で難しい。また、災害時にどのような対応を取ればよいか、地域住民との連携の仕組みがはっきりしない、などが課題となっている。

上記については、国の方針である学校と地域住民の協働という名目だけでなく、地方総合戦略においても、部局間連携・事業間連携によって、より実効性のある事業の展開が求められているところであるから、まずは学校（教育委員会）と担当課との連携を強化し、上記のような問題を話し合いで解決できるように情報共有や意見交換ができるコミュニケーションの場を設けることが望ましいと考える。さらに中長期的には、各児童館等に参画する地域住民の意見も反映できるように連携が強化されていくことが望まれる。

**【意見 21】**

総合戦略のK P I 「開業率」について（創業支援事業 報告書 157 ページ）

「市総合戦略」において本事業が紐づけられている施策「地域の強みをいかした産業の育成・創出」については、そのK P I を「開業率」（市における年度末時点の法人数のうち、当年度に新規設立した法人の割合）としているが、近年、特に若者世代による新しい産業分野（ネットサービスなど）において、個人事業主としての起業を志向する動きがみられており、上記の「開業率」が法人（株式会社）を前提とした指標であることから、個人事業主形態の創業の動きをカバーしたものになっていない。

担当課へのヒアリングによると、今後はこうした個人事業主形態での創業についても注目すべきとの考えであるとのことであり、本事業においては、個人事業主の起業への支援・サポートを充実するとともに、その成果を別個の指標で測定できないか、検討することが望ましい。

**【意見 22】**

若者創業支援、学生創業支援について（創業支援事業 報告書 157 ページ）

令和5年度の創業支援補助金制度において、採択状況を見ると、「若者創業支援補助金」（35歳未満の起業）が4件（交付額1,865千円）、「学生創業支援補助金」（市の大学・短大・高専・専修学校・高校の在学者による起業）が1件（交付額300千円）と少ない状況が見て取れる。前者は予算上の見込み件数より実績が上回ったものの、後者は予算上の見込み3件を大幅に下回っている。

人口減少対策の観点からは、特に若い世代の価値観やアイデア、意欲といった活力を生かし、新しい産業の創出につなげたいところであり、担当課へのヒアリングにおいても、学生を含む若者層への支援を重視しているとのことであるので、起業に興味のある人たちへの制度周知のアプローチや情報共有、同志が会しコミュニケーションできる場の提供、相談支援など、積極的にニーズの掘り起こし・サポートを行って、上記補助金の利用を促進することが望まれる。



**【意見 23】**

業態転換・デジタル技術活用の促進について（業態転換等支援事業 報告書 160 ページ）

本事業は、「業態転換や新分野進出、デジタル技術の活用」の促進を主目的として令和5年度より実施されているが、当初予算 15 百万円に対し実績が伸びず、減額補正を実施した状況にある。担当課へのヒアリングによると、当事業の周知が十分でなかったとの分析であり、この点はより周知を進めるよう取り組む必要があると考える。

また、交付実績の内容を見てみると、新しい設備の導入に際しての補助金申請のケースが多く、「業態転換」につながるような動きに対するアプローチとしてはまだ物足りないように思われる。本事業の要綱によると、コロナ禍の時期において既存の事業がうまくいかなかった事業者を想定した支援内容にも読め、外部の目からすれば、コロナ禍による既存事業者の業績悪化に対する支援スキームの側面も見受けられる。

もちろん、それ自体は特段否定すべきことではないのであるが、人口減少対策の観点からは、市における高付加価値産業の創出と、それによる就職環境の改善（希望する業種の選択肢の拡大など）並びに所得の増加によって、子育て世代の生活の満足度を高め市への定着率を向上させることが必要であるから、業態転換やデジタル技術の活用による新機軸の事業参入を後押しする政策の実行につなげることが求められる。

そういった意味で、本事業のポテンシャルは高いと考えられ、人口減少対策事業としては、今後は業績が悪化した既存の事業の支援という枠を超え、スキームをさらに練り直すことの検討を含め、一歩進んだ取り組みが望まれる。

**【意見 24】**

運転士不足への対応について（マイタウン・バス運行事業 報告書 167 ページ）

本事業や後述の「地方バス路線維持対策経費」においては、住民の最低限の利便性を確保すべく公共交通網を維持する観点から、当該路線の営業を委託し、それによって生じた赤字分を補助金にて補填するという事業スキームである。つまり、補助対象・補助金額は、当該路線から得られる収入と費やされる経費の差である損益によって定まるものである。

他方、現状、市に限らず全国的に、バス運転士不足の問題が表に出てきており、たとえ損益が黒字であったとしても、運転士が十分用意できなければ営業できない、というリスクが表面化してきている。例えば、報道によると、巨大なバス路線網を有する札幌市の路線バス大手3社が、市と同様に札幌市から路線の赤字を全額補填されているにもかかわらず、令和6年12月から300便以上の減便を行うとの発表があった。これについては、令和5年の「札幌市乗合バス路線維持審査会」において、「運転士不足が最大の問

題であり、既存のバス路線の存続すら危うい」との意見が既に見られ、運転士不足が損益を上回る事業継続リスクになっていることが伺える。

市でも、路線維持の事業・政策において、路線維持のための運転士不足への対応がより切実に求められることになると思われるので、バス・タクシー事業者等と連携した取り組みを適宜実施していくことが望まれる。

**【意見 25】**

公共交通網再編の重要性について（公共交通研究事業 報告書 170 ページ）

市に限らず、バスやタクシーなどの地方公共交通は、運転士不足や利用者減に伴う損益の悪化により、既存の事業形態では持続的な運営に限界が来ていることは明白で、市としても公共交通事業者への補助を維持することが難しくなることから、公共交通ネットワークの再編は重要な課題であり、長期的なスパンで評価すべきものであると考えられる。

また、まちづくりの一環としてネットワークの整備を行う場合、市の公共交通機関はすべて民間の事業者であることから、これら事業者と市との連携をスムーズに推進することが課題であり、地域住民を含めた課題の共有、啓発など、市がコーディネーターとなって官民一体で課題を解決していく体制を構築していくことが望まれる。

**【意見 26】**

秋田市運転士担い手確保支援事業費補助金について（地方バス路線維持対策経費報告書 173 ページ）

「マイタウン・バス運行事業」と同様、本事業も住民の生活路線を確保すべく公共交通網を維持する観点から、当該路線の営業によって生じた赤字分の一部を補助金にて補填するという事業スキームであるが、たとえ損益が黒字であったとしても、運転士が十分用意できなければ営業できない、というリスクが表面化してきていることから、路線維持のための運転士不足への対応がより切実に求められることになると思われるので、バス事業者等と連携した取り組みを適宜実施していくことが望まれる。

上記に関しては、令和5年度中から「乗合バス事業者運行対策支援事業」の一環として「秋田市運転士担い手確保支援事業費補助金」（当年度交付実績 1,875 千円、令和6年度より本事業（地方バス路線維持対策経費）に組み入れ）の交付が始まっている。

当該補助金は、バス事業者が運転士確保のために実施した取り組みの経費（1／2）を補助するものであるが、要綱を見ると、対象経費の定義（第5条）が「運転士確保対策のために行う取組に係る経費」とおおざっぱな印象が否めないことから、政策の実効性を高

めるため、事業者が申請しやすいように明確な運用がなされることが望ましい。

**【意見 27】**

中活区域等市民への補助について（空き家定住推進事業 報告書 176 ページ）

本事業の令和5年度実績を見ると、交付件数35件のうち、中活区域等（秋田市中心市街地活性化プランの対象区域および秋田市立地適正化計画の居住誘導区域）内の在住者に対するものが24件と多数（約7割）を占めている状況である。

本事業の補助金交付対象は、基本的には市外から移住する（した）住民であるが、上記の中活区域等内にある空き家等を購入または賃貸借する場合は、当該区域の住民も対象となる。本事業は、他の住宅リフォーム等関連の市の補助金（秋田市住宅リフォーム支援事業補助金、秋田市多世帯同居推進事業補助金および秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金）との併用はできず、中活区域等内への居住の誘導・住宅等の整備は、まちづくりの観点からは必要な政策と思われることから、当該区域の居住者への補助金制度自体はその意味において特段の問題はないように思われる。

しかし、本事業は、本来は市への移住促進のための基盤づくりの一環として、移住者の住宅確保のサポートを推進することが目的であることから、人口減少対策の面から事業成果を判断するにあたって、移住者への交付割合が小さい現状の運用状況についてはやや疑問が残るところでもある。

以上に鑑み、今後は本事業のスキームを再検討するか、併用可能な他の補助事業（「移住促進事業」（報告書104ページ以降）の子育て世帯移住促進事業補助金・若者移住促進事業補助金など）との事業間連携を促進するなど、移住者の増加につながる活動を行って、本来の目的に沿った成果につなげることが望まれる。

以上